
○12月の犯罪被害例

○ベルギーで生活を始められる方へ（在留届の提出）

○引っ越し、又はご帰国される方へ（在留届の変更・抹消届）

○ご来館前の事前確認のお願い

○戸籍謄（抄）本へのアポステイーユ添付

○在留邦人数及び日系企業数（調査結果）

○12月の犯罪被害例

昨年12月中に大使館に届けられた邦人の犯罪被害の件数は、21件であり、2011年の被害届出合計数は、12月末現在、197件（昨年同期比：+49）となっています。

今月のコメント！：

※ SCHUMAN駅を出たところで、白昼の首絞め強盗が発生しています。日曜日ということもあり、周囲に人気が無くなった瞬間を狙われた模様ですので、日中であっても油断は禁物です。

※ 在留邦人の自宅アパートや職場への空き巣が3件報告されています。侵入されそうな箇所の再点検をお勧めします。また、被害を最小限にするため、貴重品の分散管理もお勧めします。

破壊されやすい木製扉等は要注意です。

【被害届分析表】及び【被害例】はこちら
(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/higaijirei_2011_12.pdf) をご覧ください。

○ベルギーで生活を始められる方へ（在留届の提出）

在留届は、テロや自然災害等の緊急事態が発生した際の安否確認や、事件・事故等に遭われた際の支援などを行う際に必要です。ベルギーに来られ、未だ未提出の方は早急に「在留届」

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>) を大使館領事部宛送付してください。郵送またはファックスのほかインターネットによる届出（ORR ネット）

(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) も可能です。

○引っ越し、又は帰国される方へ（在留届の変更・抹消届）

ベルギー国内での転居、婚姻、出生、家族の到着など「在留届」の記載事項に変更があったとき

や帰国・転勤するときには、「在留届の変更・抹消届」

(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/zairyu_henkou.pdf) を郵送またはファックスで大使館領事部宛送付してください。

○ご来館前の事前確認のお願い

各種申請のためご来館される場合は、当館ホームページ「領事部案内」(http://www.be.emb-japan.go.jp/japanese/consular_j/index.html) 又は領事部宛電話にて以下の点をご確認下さい。各種制度の変更や手続きの緩和等により、所要日数や必要書類が異なっていたり、郵送申請又は郵送受領ができる場合もあります。

- ・ 来館予定日が休館日でないか。
- ・ 申請に必要な書類は正しいか。
- ・ 所要日数は何日か。
- ・ 本人の出頭が必要か。

○戸籍謄（抄）本へのアポステイーユ添付

事前に査証を取得せず、当地のコミューンにて滞在許可証（ID）を申請される場合、（例：後からご到着の駐在員ご家族、ベルギー人との同居、婚姻手続き等）、必要書類とされる戸籍謄（抄）本の抜粋証明（出生、独身、婚姻等）には、原則、日本国外務省の発行するアポステイーユ（公印確認）の添付が要求されております。日本より戸籍謄（抄）本を取り寄せる、又は日本で取得の上、持参される場合は、アポステイーユの添付を行ってください。アポステイーユが添付されていない戸籍謄（抄）本に基づいた当館作成済みの出生証明や婚姻証明等には、改めてアポステイーユを添付することはできませんので、ご注意ください。

なお、ベルギーにて出産する際に、病院側に提出する婚姻証明書を戸籍謄本から作成する場合には、アポステイーユの添付は必要ありません。

○在留邦人数及び日系企業数（調査結果）

日本国外務省では、毎年10月1日現在で海外に在留する邦人数等の調査を実施しています。当館で調査した平成23年度のベルギーにおける在留邦人数等についてお知らせいたします。

(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/houjin_2011.pdf)